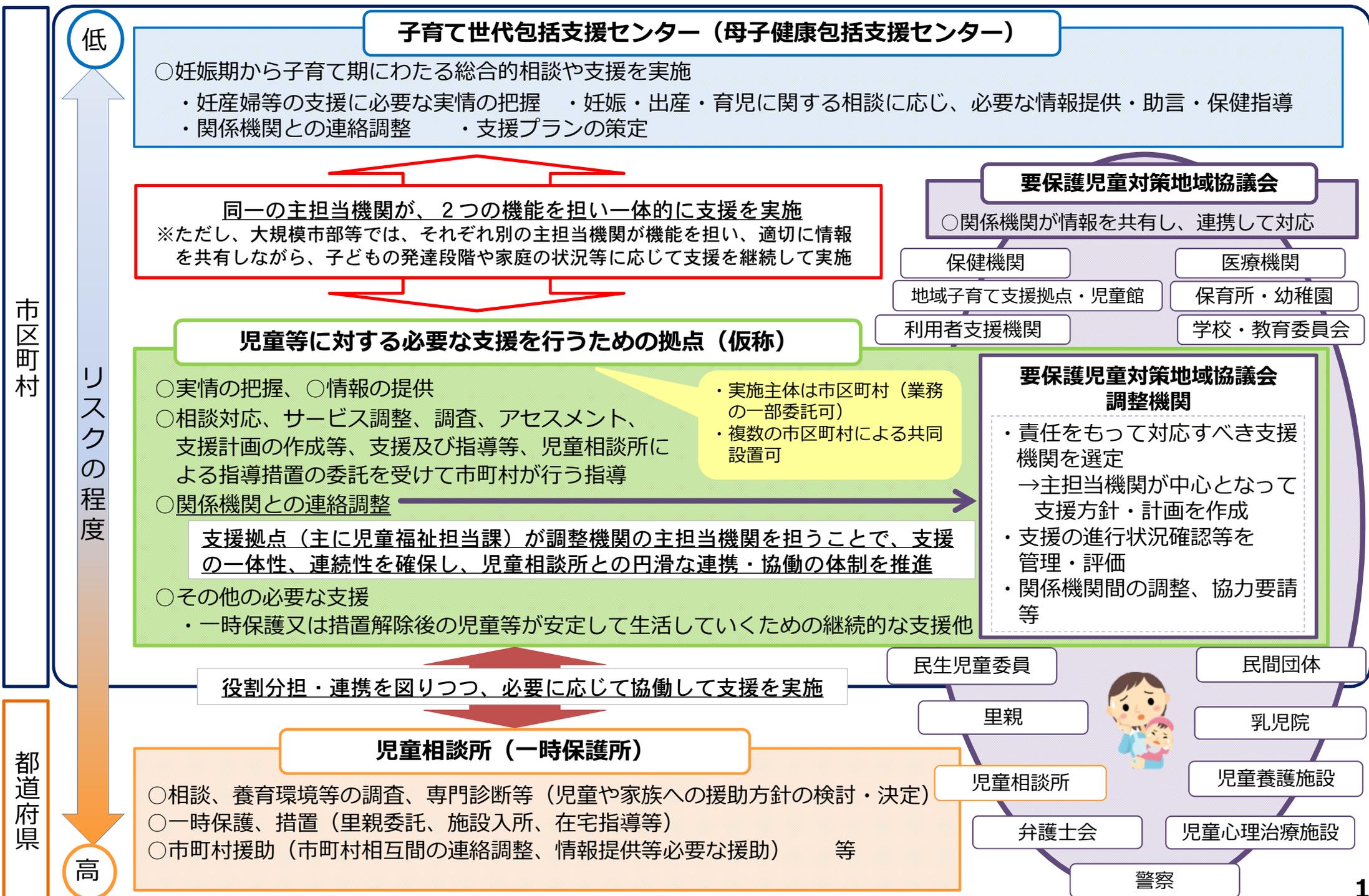


【 参 考 資 料 】

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ案）



社会保障審議会児童部会
新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会・報告（提言）
平成28年3月10日
（抄）

7. 新たな子ども家庭福祉体制の整備

2) 新たな子ども家庭福祉に関する見直しの要点

(2) 市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備

子ども家庭への支援は身近な場所で行われる必要があり、そのためには市区町村に支援の拠点を整備する必要がある。現在、東京都の特別区と市などに設置されている子ども家庭支援センターやその他の市町における類似のセンターが、そのモデルとなり得る。また、一つの方法として、既存の児童家庭支援センターを参考に、市区町村における支援拠点のあり方を検討することが考えられる。この拠点では、前記のとおり、一般の子ども家庭相談支援から子ども虐待事例の在宅支援までを担うとともに、要保護児童対策調整機関となり、子ども子育て支援事業を行うべきである。規模の大きな自治体では、一般の相談と虐待対応のセクションを分けることも有効と考えられる。同自治体内の保健センター等と協力し、分かりやすいワンストップの窓口機能も担うことが求められる。民間との連携や事業委託を積極的に行うことも求められる。

この地域子ども家庭支援拠点が適切に機能するためには、ソーシャルワーカーや保健師の配置が必要となる。市区町村の規模により実情が異なることから、国及び都道府県は財政的・人的資源の充実に積極的に関与して、その基盤整備を行う。自治体の規模によっては、複数の自治体が合同で拠点を設けることができるような配慮も必要である。

なお、地域子ども家庭支援拠点については、利用者支援事業等既存の子ども子育て支援施策との整理を明確にする必要があるといった意見もあった。

(3) 通所・在宅支援の積極的実施

全国児童相談所の虐待相談対応件数の9割以上の子どもは、在宅支援となっている。その中には、いわゆる「見守り」という形で有効な支援がほとんどなされない事例もあり、こうした子どもは、再び通告の対象になる、あるいは、そのまま虐待的環境の中で成長し、その養育不全体験を次世代に連鎖するという悪循環に至る危険も大きい。

この現状を児童虐待防止の重要課題として新たな社会的養育システムの中に位置付け、虐待通告された子どものうち、在宅に戻された子ども等の支援のために通所・在宅支援を積極的に行う必要がある。

先に示した市区町村が設置する「地域子ども家庭支援拠点」がこれを中心となって担い、必要に応じて児童相談所と共同し、通所・在宅支援（養育支援、家事支援等）を行うものとする。通所・在宅支援について、国は自治体とともに財政的支援を行うものとし、これにより、支援を行う民間団体などが増加し、それに伴って新たな支援の方法が開発、提案されることも期待できる。

なお、将来的には、市区町村が在宅措置、通所措置を行うという制度も考えられるとの意見があった。

8. 職員の専門性の向上

(1) 子ども家庭福祉を担う職員の配置・任用要件

② 市区町村で支援を担う職種、任用要件、配置基準

市区町村は、「地域子ども家庭支援拠点」を整備し、児童家庭相談や要保護児童対策地域協議会の運営に加え、養護・育成相談等のうち措置を伴わないものについても応じるため、組織や職員体制の充実が求められる。

これまで、市区町村の職員配置についての基準は必ずしも明確でなかったが、新たな役割を担うにあたって従事する職員の資格要件及び配置基準を検討することが求められる。

ただし、規模の小さな市区町村では、専従でない保健師が要保護児童対策地域協議会を担っていることも多い。自治体の規模に合わせて職員の充実を図る必要がある。

特に、市区町村が設置する「地域子ども家庭支援拠点」は、支援実務を行うとともに、地域の関係機関との連携の中で社会的な援助を行う中核となることから、それに従事する職員として児童福祉司及びその他必要な職員を置くべきである。

「地域子ども家庭支援拠点」には、専ら子ども・家庭の相談支援にあたる複数の職員を置くこととし、最低1名は児童福祉司資格を有する者とすべきであり、その他の職員についても児童福祉司資格もしくはそれに準ずる資格を所持している者の配置に努めるべきである。

市区町村が「地域子ども家庭支援拠点」を設置するにあたっては、関連する家庭児童相談室事業や子ども子育て支援法に規定される地域子育て支援事業及び母子保健事業等との調整を行うなどして、事業に必要な職員の確保を行い、利用者の利便向上を図るとともに、地域子ども家庭支援拠点が組織的かつ効果的に運用されるよう努めるべきである。

「地域子ども家庭支援拠点」の設置にあたっては、当該自治体を所管する児童相談所と十分な協議を行い、円滑に業務を行えるようにするとともに、児童相談所からの職員派遣や相互交流等、連携体制の構築に努める必要がある。

東京都「子供家庭支援センター事業」の概要

(参考2-1)

趣 旨	子供と家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子供と家庭を支援するネットワークの構築を図る。																													
実施主体	区市町村。ただし、社会福祉法人へ委託して行うこともできる。																													
センターの種類	① 先駆型子供家庭支援センター（以下「先駆型」という。） ② 従来型子供家庭支援センター（以下「従来型」という。） ③ 小規模型子供家庭支援センター（以下「小規模型」という。）																													
実施事業	先駆型は、次の①から④を実施し、⑤を実施することができる。 従来型及び小規模型は、①②の事業を行うほか、④及び⑤のⅡの事業を実施することができる。 ① 子供家庭総合ケースマネジメント事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供と家庭に関するあらゆる総合相談 ・ 在宅サービス（ショートステイ、トワイライトステイ、一時預かり等）の提供・調整 ・ サービス調整（関係機関の連携による援助の実施） ② 地域組織化（子育てグループ等地域のグループ活動の支援） ③ 要支援家庭サポート事業（虐待家庭等に対する見守りサポート事業、専門職や育児支援ヘルパーによる養育支援訪問事業） ④ 在宅サービス基盤整備事業（区市町村が実施する子供家庭在宅サービス事業の担い手となりうる養育家庭の普及等） ⑤ 専門性強化事業（Ⅰ 虐待対応の強化、Ⅱ 心理的ケアへの取組）【*】																													
職員体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>種 別</th> <th>資 格 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">子供家庭支援ワーカー</td> <td>常2及び非1</td> <td>社会福祉士、保健師、経験豊富者等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専門相談員</td> <td>非1</td> <td>医師、保健師、教育関係者等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域活動ワーカー</td> <td>非1</td> <td>活動経験者等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">虐待対策ワーカー【先駆型】</td> <td>常1</td> <td>児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門性強化事業【*】</td> <td>（虐待対策ワーカー）</td> <td>基本分：常1 加算分：児童人口規模に応じて常1～常5</td> <td>児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者（加算分は、児童人口18,001人以上の自治体について、9,000人ごとに1人配置する。）</td> </tr> <tr> <td>（心理専門支援員）</td> <td>常1又は非2以上</td> <td>臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小規模型は、子供家庭支援ワーカーは2名の配置で可（うち1名は、他の児童福祉事業に従事する常勤職員が兼務することができる。） ※ 虐待対策ワーカーは、先駆型子供家庭支援センターを設置している場合に必ず配置 ※ 子供家庭支援センターは、専門相談員と地域活動ワーカーとの兼務が可能</p>			区 分		種 別	資 格 等	子供家庭支援ワーカー		常2及び非1	社会福祉士、保健師、経験豊富者等	専門相談員		非1	医師、保健師、教育関係者等	地域活動ワーカー		非1	活動経験者等	虐待対策ワーカー【先駆型】		常1	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者	専門性強化事業【*】	（虐待対策ワーカー）	基本分：常1 加算分：児童人口規模に応じて常1～常5	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者（加算分は、児童人口18,001人以上の自治体について、9,000人ごとに1人配置する。）	（心理専門支援員）	常1又は非2以上	臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等
区 分		種 別	資 格 等																											
子供家庭支援ワーカー		常2及び非1	社会福祉士、保健師、経験豊富者等																											
専門相談員		非1	医師、保健師、教育関係者等																											
地域活動ワーカー		非1	活動経験者等																											
虐待対策ワーカー【先駆型】		常1	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者																											
専門性強化事業【*】	（虐待対策ワーカー）	基本分：常1 加算分：児童人口規模に応じて常1～常5	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者（加算分は、児童人口18,001人以上の自治体について、9,000人ごとに1人配置する。）																											
	（心理専門支援員）	常1又は非2以上	臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等																											
施設・設備	原則として次の施設を設ける。 <table border="0"> <tr> <td>①相談室（相談の秘密が守られること）</td> <td>②地域活動室（講習会、グループ活動用）</td> </tr> <tr> <td>③交流スペース</td> <td>④事務室（他のスペースと代替化）</td> </tr> </table>			①相談室（相談の秘密が守られること）	②地域活動室（講習会、グループ活動用）	③交流スペース	④事務室（他のスペースと代替化）																							
①相談室（相談の秘密が守られること）	②地域活動室（講習会、グループ活動用）																													
③交流スペース	④事務室（他のスペースと代替化）																													
設置状況	か所数：60区市町村（うち先駆型 53区市町）[平成27年4月1日現在]																													

(注) 本資料は、東京都福祉保健局少子化社会対策部家庭支援課が作成した資料を、厚生労働省において必要事項のみを抜粋したもの。

平成28年度子供家庭支援センター職員体制

(平成28年4月1日現在)

	か所数	運営方法 (直営：直、委託：委、指定管理者：指)	センター長 (専任：専、兼任：兼)	虐待対策コーディネータ配置 (人数)	職員配置 (人数)																児童福祉司任用資格者数
					合計	相談担当職員配置 (人数)					事務等担当職員配置 (人数)					区分 (相談担当職員の再掲)					
						小計	常勤 ※1	非常勤 ※1		小計	常勤 ※1	非常勤 ※1		子供家庭支援 ワーカー数	専門相談員数 ※2	地域活動ワーカー数 ※2 (事務担当職員の再掲を含む)	虐待対策ワーカー数	心理専門支援員数			
								正規	嘱託			正規	嘱託								
区部計	34	直：32 指：2	専：22 兼：12	22	497	373	300	248	52	73	124	93	92	1	31	152	40	38	143	19	227
市部計	31	直：27 委：1 指：3	専：16 兼：10	15	326	265	216	131	85	49	60	41	28	11	19	142	12	21	72	22	170
町村部計	11	直：11	専：1 兼：10	0	41	39	34	26	8	5	2	2	2	0	0	28	1	3	5	2	15
合計	76	直：70 委：1 指：5	専：39 兼：32	37	864	677	550	405	145	127	186	136	122	12	50	322	53	62	220	43	412

※1 常勤職員とは、1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上である職員のことをいう。非常勤職員とは、常勤職員以外の職員をいう。

※2 子供家庭支援ワーカーが専門相談員又は地域活動ワーカーを兼務している場合は、計上していない。

(注) 本資料は、東京都福祉保健局少子化社会対策部家庭支援課が作成した資料を、厚生労働省において必要事項のみを抜粋したものの。

子育て世代包括支援センターの経緯

(参考3)

平成26年度 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を29市町村において実施

平成26年12月27日 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定

「子育て世代包括支援センター」を、緊急的取組として50か所、2015年度中までに150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく。

平成27年3月20日 「少子化社会対策大綱」閣議決定

産休中の負担の軽減や産後ケアの充実を始め、「子育て世代包括支援センター」の整備などにより、切れ目のない支援体制を構築していく。

平成28年5月27日 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」成立

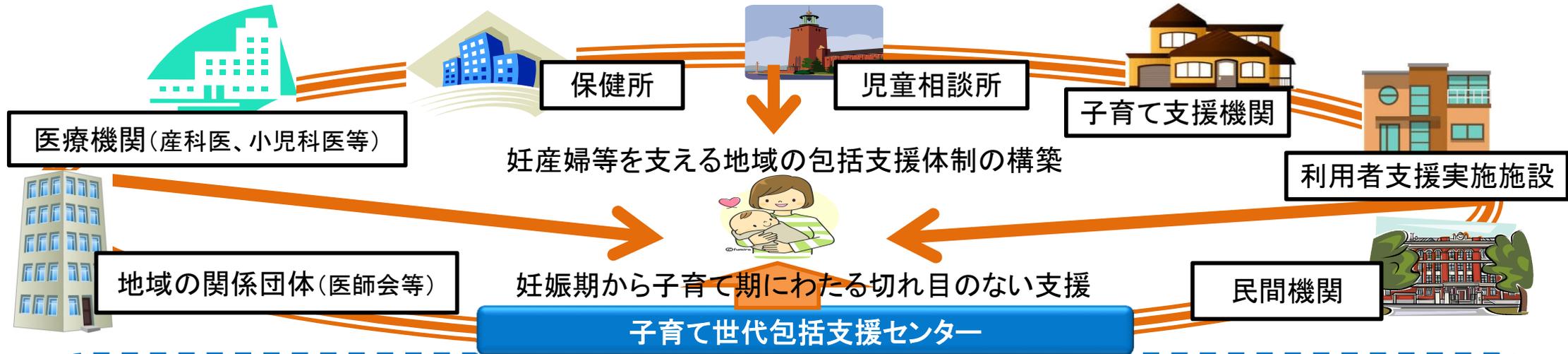
母子保健法に基づく「母子健康包括支援センター」は、平成29年4月1日施行予定

平成28年6月2日 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定

子育て中の保護者の約4割が悩みや不安を抱えており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センターについて、児童福祉法等改正により市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成32年度末（2020年度末）までの全国展開を目指す。

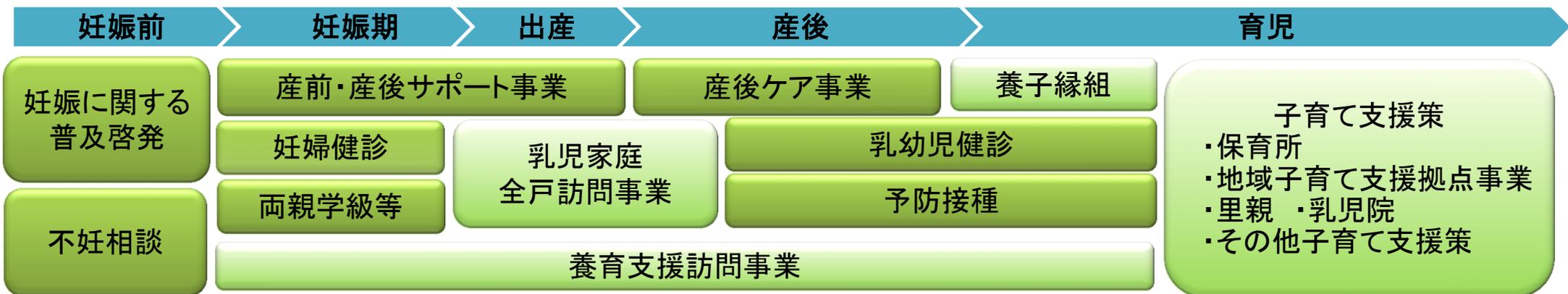
子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するために、**子育て世代包括支援センター**を立ち上げる。
 - **保健師等を配置してきめ細かな相談支援等を行うことにより**、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
 - **子育て世代包括支援センターを法定化**（※法律上の名称は「母子健康包括支援センター」**母子保健法・平成29年4月1日施行**）。
- 実施市町村数：**296市区町村（720か所）**（平成28年4月1日現在） ➢ **おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。**



- 保健師
- 助産師
- 看護師
- ソーシャルワーカー

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定

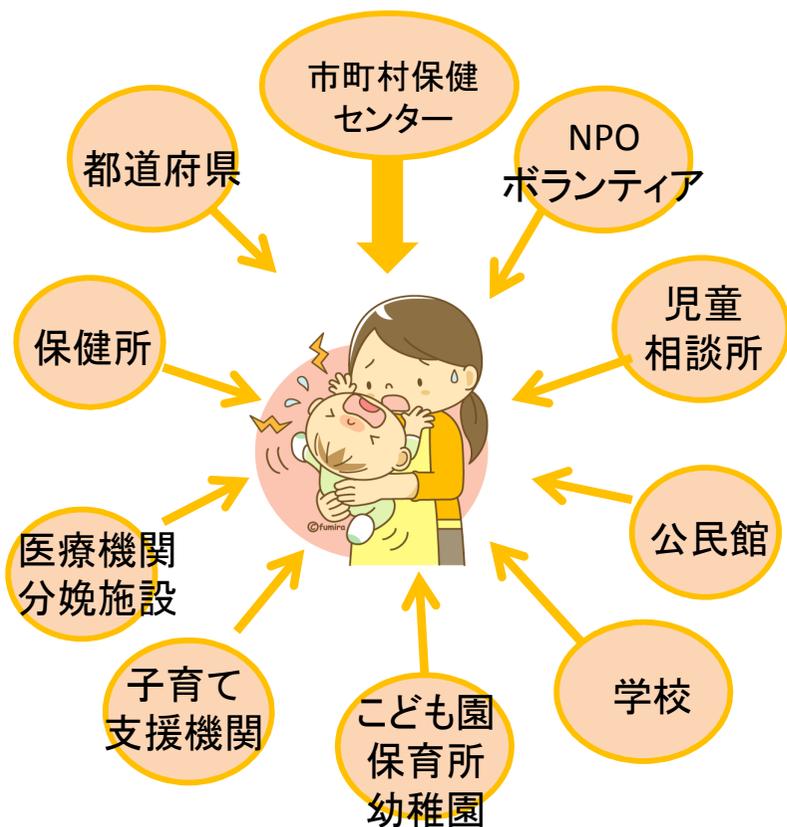


近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

子育て世代包括支援センターのイメージ

○既存の体制

- ・関係機関は多いが、個別の対応となっている。
- ・必要な支援が、必ずしも切れ目なく提供できていない。



○子育て世代包括支援センターの開始後

- ・関係機関の連絡調整。
- ・全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供。



子育て世代包括支援センターの実施状況 (H28.4.1時点:母子保健課調べ)

自治体名	箇所数		
北海道 15市町 [17か所]	沼田町	1	
	札幌市	1	
	当別町	1	
	黒松内町	1	
	苫小牧市	1	
	函館市	1	
	北斗市	1	
	今金町	1	
	比布町	1	
	美瑛町	1	
	上富良野町	1	
	士別市	1	
	幕別町	1	
	釧路町	2	
	旭川市	2	
	青森県 2市町 [2か所]	黒石市	1
	鱒ヶ沢町	1	
岩手県 2市 [4か所]	盛岡市	1	
遠野市	3		
宮城県 4市 [11か所]	仙台市	1	
名取市	1		
岩沼市	1		
石巻市	8		
秋田県 1市 [1か所]	男鹿市	1	
山形県 10市町 [11か所]	山形市	1	
	寒河江市	1	
	村山市	2	
	天童市	1	
	東根市	1	
	山辺町	1	
	朝日町	1	
	舟形町	1	
	米沢市	1	
	高島町	1	
	福島県 2市 [2か所]	福島市	1
白河市	1		
茨城県 5市 [5か所]	笠間市	1	
龍ヶ崎市	1		
牛久市	1		
結城市	1		
古河市	1		

自治体名	箇所数	
栃木県 5市 [11箇所]	宇都宮市	5
	足利市	2
	真岡市	1
	大田原市	1
	那須塩原市	2
群馬県 3市 [3か所]	前橋市	1
	藤岡市	1
	館林市	1
埼玉県 11市町村 [23か所]	さいたま市	3
	川越市	1
	川口市	8
	行田市	1
	飯能市	1
	戸田市	1
	和光市	4
	幸手市	1
	横瀬町	1
	皆野町	1
	東秩父村	1
千葉県 11市町 [21か所]	佐倉市	4
	我孫子市	1
	松戸市	3
	野田市	2
	習志野市	1
	鴨川市	1
	鎌ヶ谷市	2
	浦安市	4
	四街道市	1
	袖ヶ浦市	1
	大多喜町	1
神奈川県 10市町 [72か所]	横浜市	54
	川崎市	9
	横須賀市	1
	藤沢市	2
	茅ヶ崎市	1
	秦野市	1
	厚木市	1
	南足柄市	1
	葉山町	1
	松田町	1

自治体名	箇所数	
東京都 28市区町村 [102か所]	港区	1
	新宿区	5
	文京区	2
	台東区	2
	墨田区	7
	江東区	4
	品川区	4
	大田区	5
	杉並区	5
	豊島区	5
	板橋区	6
	練馬区	9
	足立区	6
	葛飾区	7
	江戸川区	8
	立川市	2
	三鷹市	6
	昭島市	1
	町田市	7
	東村山市	1
	東大和市	1
大島町	1	
新島村	1	
三宅村	1	
八丈町	2	
利島村	1	
神津島村	1	
小笠原村	1	
新潟県 6市 [37か所]	新潟市	8
	新発田市	1
	燕市	1
	長岡市	25
	柏崎市	1
	妙高市	1
富山県 4市 [12か所]	黒部市	1
	高岡市	1
	南砺市	3
	富山市	7

自治体名	箇所数		
石川県 6市町 [9か所]	金沢市	3	
	小松市	1	
	加賀市	1	
	能美市	2	
	川北町	1	
	津幡町	1	
	福井県 3市 [3か所]	鯖江市	1
		あわら市	1
		越前市	1
山梨県 9市 [9か所]	甲斐市	1	
	中央市	1	
	韮崎市	1	
	南アルプス市	1	
	北社市	1	
	山梨市	1	
	甲州市	1	
	笛吹市	1	
	都留市	1	
	佐久市	5	
長野県 16市町村 [25か所]	上田市	1	
	長和町	1	
	岡谷市	2	
	諏訪市	1	
	伊那市	1	
	駒ヶ根市	1	
	辰野町	1	
	箕輪町	1	
	飯島町	1	
	根羽村	1	
	塩尻市	1	
山形村	2		
池田町	3		
須坂市	1		
長野市	2		
岐阜県 1市 [4か所]	本巣市	4	

自治体名	箇所数		
静岡県 7市 [16か所]	静岡市	1	
	浜松市	7	
	三島市	2	
	伊東市	2	
	島田市	2	
	掛川市	1	
	藤枝市	1	
	愛知県 14市 [33か所]	岡崎市	2
		豊田市	1
		稲沢市	1
		瀬戸市	1
		豊明市	1
		春日井市	1
		岩倉市	2
		半田市	1
		常滑市	2
東海市		2	
三重県 9市町 [36か所]	知立市	1	
	高浜市	1	
	豊川市	1	
	名古屋市	16	
	四日市市	1	
	津市	10	
	松阪市	1	
	伊勢市	2	
	名張市	16	
	いなべ市	1	
	朝日町	1	
	明和町	1	
	多気町	3	
	滋賀県 7市町 [16か所]	大津市	7
		長浜市	1
		彦根市	1
東近江市		4	
近江八幡市		1	
竜王町		1	
愛荘町		1	
京都府 2市 [16か所]		京都市	14
		八幡市	2

自治体名	箇所数		
大阪府 13市町 [48か所]	河内長野市	1	
	堺市	2	
	四條畷市	2	
	吹田市	3	
	泉大津市	1	
	泉南市	1	
	大阪狭山市	2	
	大阪市	24	
	東大阪市	3	
	枚方市	1	
	岬町	1	
	田尻町	2	
	兵庫県 15市町 [46か所]	神戸市	10
		姫路市	9
		西宮市	8
		宝塚市	1
加古川市		2	
播磨町		1	
明石市		3	
小野市		1	
加東市		1	
三木市		1	
加西市	1		
福崎町	5		
神河町	1		
朝来市	1		
養父市	1		
奈良県 9市町村 [9か所]	奈良市	1	
	大和高田市	1	
	五條市	1	
	御所市	1	
	香芝市	1	
	葛城市	1	
和歌山県 1市 [2か所]	田原本町	1	
	明日香村	1	
	下北山村	1	
	有田市	2	

自治体名	箇所数	
鳥取県 7市町村 [16か所]	鳥取市	10
	境港市	1
	岩美町	1
	日吉津村	1
	大山町	1
	南部町	1
	日野町	1
	松江市	1
	江津市	2
	知夫村	1
島根県 3市村 [4か所]	津江市	1
	江津市	2
	知夫村	1
	岬町	1
岡山県 6市 [13か所]	神戸市	10
	姫路市	9
	西宮市	8
	宝塚市	1
	加古川市	2
	播磨町	1
	明石市	3
	小野市	1
広島県 7市町 [18か所]	広島市	8
	竹原市	1
	三原市	1
	尾道市	5
	東広島市	1
	海田町	1
山口県 6市 [6か所]	坂町	1
	下関市	1
	宇部市	1
	岩国市	1
	光市	1
	長門市	1
徳島県 1市 [1か所]	山陽小野田市	1
	鳴門市	1
	高松市	1
	丸亀市	1
	善通寺市	1
香川県 5市町 [5か所]	三木町	1
	まんのう町	1
	伊予市	1
	※平成29年4月より実施予定	0

自治体名	箇所数	
高知県 4市 [4か所]	高知市	1
	南国市	1
	香南市	1
	土佐市	1
福岡県 5市町 [10か所]	春日市	1
	直方市	1
	粕屋町	1
	福智町	1
	大刀洗町	6
	佐賀市	1
佐賀県 7市町 [8か所]	唐津市	1
	鳥栖市	1
	伊万里市	1
	吉野ヶ里町	1
	みやき町	2
	大町町	1
長崎県 0市 [0か所]	-	0
熊本県 2市町 [7か所]	熊本市	6
	玉東町	1
大分県 2市 [2か所]	杵築市	1
	臼杵市	1
宮崎県 3市町 [9か所]	宮崎市	7
	綾町	1
	小林市	1
鹿児島県 6市 [10か所]	鹿児島市	5
	鹿屋市	1
	枕崎市	1
	霧島市	1
	奄美市	1
	伊佐市	1
沖縄県 1村 [1か所]	今帰仁村	1

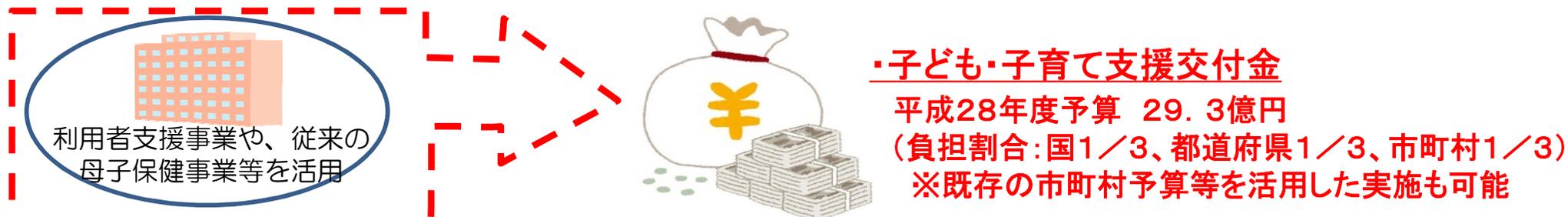
296 市区町村

720 箇所

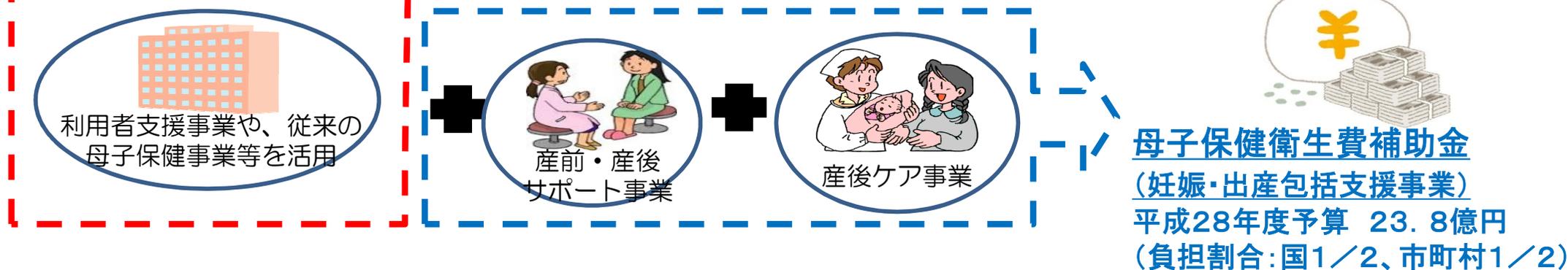
子育て世代包括支援センターの財源について

- 子育て世代包括支援センターは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく利用者支援事業（母子保健型・基本型）や、従来の母子保健事業等を活用して実施。
- 子育て世代包括支援センターについて利用者支援事業を活用して実施する場合の財源は、子ども・子育て支援交付金となる。※既存の市町村予算等を活用した実施も可能
- 子育て世代包括支援センターと併せ、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を行う場合の財源は、母子保健衛生費補助金となる。

1. 子育て世代包括支援センターを利用者支援事業を活用して単独で実施する場合



2. 子育て世代包括支援センターに併せて産前・産後サポート事業や産後ケア事業を実施する場合



※ この他、子ども・子育て交付金では、改修費等の開設準備経費について支援。母子保健衛生費補助金では、事業の実施場所の修繕や、都道府県が実施する連絡調整会議やニーズ把握調査等について支援。

子育て世代包括支援センター

(妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施)

【法的根拠】

母子保健法

(国及び地方公共団体の責務)

第5条

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前3条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

乳幼児の健康の保持増進

第3章 母子健康包括支援センター

第22条 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するよう努めなければならない。

2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。

三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと(前各号に掲げる事業を除く。)

3 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第9条の相談、指導及び助言並びに第10条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第21条の11第1項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第2項のあっせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

保護者への子育て支援事業についてのあっせん・調整、事業者への慰労の要請を行う

子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行う

子育て世代包括支援センターの実施状況について（依頼）
（平成28年6月20日厚労省総務課少子化総合対策室・母子保健課事務連絡）

別紙

子育て世代包括支援センターについて

1. 目的

子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）は、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する体制を構築することを目的とする。

2. 実施主体

市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。ただし、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3. 対象者

主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とするが、地域の実情に応じて、18歳までの子どもとその保護者についても対象とする等、柔軟に運用することができることとする。

4. 実施場所

母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援が一体的に提供されるようにするため、母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する当事者目線での支援機能を有する施設・場所を実施することとする。

ただし、必ずしも1つの施設・場所において2つの支援機能を有している必要はなく、それぞれの機能ごとに複数の施設・場所で、役割分担をしつつ必要な情報を共有しながら一体的に支援を行うことができることとする。なお、その場合は、それぞれの施設・場所をセンターと位置づけることができることとする。

5. 事業内容

センターでは、以下の(1)から(4)までの支援を行うこととする。また、これらに加えて、地域の実情に応じて、(5)の母子保健事業や(6)の子育て支援事業を行うことや、地域において不足している母子保健事業や子育て支援事業を実施するための体制づくりを行うことができる。

(1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること <必須>

妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、妊産婦及び乳幼児等(以下「妊産婦等」という。)の母子保健や子育てに関する支援に必要な実情を継続的に把握する。アからウまでの支援は主として妊娠・出産・産後の期間において、エの支援は主として子育て期において行われることが想定される。

ア 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師、ソーシャルワーカー(社会福祉士等)(以下「保健師等」という。)が、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、面接や電話等により妊産婦等と定期的に連絡をとることにより、対象地域の妊産婦等の母子保健事業の利用状況、身体的・精神的状態、生活習慣、生活環境、家庭の養育力、転出入の状況その他の困りごと等を継続的に把握する。

イ 妊産婦等の支援台帳を作成する。支援台帳には、氏名、分娩予定日、状況等の項目を定め、必要となる情報をすぐに活用できる体制を整える。

ウ 保健医療又は福祉の関係機関に出向き、積極的に情報の収集に努める。

エ 利用者支援専門員(一定の実務経験を有し、子育て支援員研修を受講した者をいう。)、地域子育て支援拠点の専任職員等(以下「利用者支援専門員等」という。)又は保健師等が、相談を通じて、妊産婦等のみならず子育て家庭の個別のニーズを把握し、相談や支援等にかかる記録を蓄積する。

(2) 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと <必須>

センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援のため、妊産婦等からの各種の相談に応じることとする。複数の施設・場所で役割分担をして実施する場合においても、相談を受けた施設・場所において、担当外の相談内容も含めて聞き取り、センター間で必要な情報を共有し、(3)及び(4)の支援を行うこと。

ア及びイの支援は主として妊娠・出産・産後の期間において、ウ及びエの支援は主として子育て期において行われることが想定される。

ア 保健師等が、妊娠・出産・育児等の母子保健に関する相談に応じ、必要な助言・保健指導を行う。

イ 保健師等が、(1)で把握した情報に基づき、利用可能な母子保健サービス等を選定し情報提供する。

ウ 利用者支援専門員等又は保健師等が、子育て支援に関する相談に応じ、必要な助言を行う。

エ 利用者支援専門員等又は保健師等が、(1)で把握した情報に基づき、利用可能な子育て支援サービスを選定し情報提供する。

(3) 支援プランを策定すること <必須>

保健師等が、妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、必要に応じ、個別の妊産婦等を対象とした支援プランを策定する。なお、支援プランの策定は、主として妊娠・出産・産後の期間において行われることが想定される。

ア 保健師等が、心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース検討会議等設け、関係機関と協力して支援プランを策定する。

イ 保健師等が、支援プランの効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努める。

(4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと <必須>

妊娠・出産・子育ての期間を通じて、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う。なお、ア及びイの支援は主として妊娠・出産・産後の期間において行われることが想定され、ウの支援は主として子育て期において行われることが想定される。

ア 保健師等が、(1)で把握した情報に基づき、必要な支援を選択し、速やかに保健所、児童相談所、医療機関、児童福祉施設その他の関係機関の担当者につなぐとともに、担当者間で定期的に連絡をとり必要な情報を共有する。

イ 妊産婦等に対する支援が包括的に提供されるよう、保健師等が中心となって、関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行う。

ウ 利用者支援専門員等又は保健師等が、(1)で把握した情報に基づき、保育所等や地域の子育て支援事業等から必要な支援を選択し、速やかに関係機関につなぐとともに、担当者間で定期的に連絡をとり必要な情報を共有する。

(5) 母子保健事業

地域の実情に応じて、妊娠に関する普及啓発、妊娠の届出・母子健康手帳の交付、母親学級・両親学級、妊産婦健康診査、妊産婦訪問指導、低体重児の届出、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、乳幼児健康診査、予防接種、産前・産後サポート事業、産後ケア事業などの母子保健事業を実施する。

(6) 子育て支援事業

地域の実情に応じて、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)などの子育て支援事業を実施する。

(7)留意事項

- ① 母子保健に関する支援と子育て支援に関する支援を役割分担して実施する場合には、例として、(1)のアからウまで、(2)のア及びイ、(3)、(4)のア及びイの母子保健に関する支援と、(1)のエ、(2)のウ及びエ、(4)のウの子育て支援に関する支援を分担して実施することが考えられる。
- ② 一つの施設・場所で実施する場合でも、複数の施設・場所で実施する場合でも、業務を分担する場合には、個人情報の取扱いについて本人の同意を得るなど個人情報の保護に十分留意の上、情報の集約・共有、記録の作成について適切に行い、できる限り情報を一元化するなど、関係者で情報を共有しつつ、切れ目のない支援に当たること。
- ③ センターの実施に際して活用できる事業
センターの目的や基本的な事業内容等に照らせば、例えば、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく利用者支援事業、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく子育て支援事業、市町村保健センターで実施されている母子保健事業等を活用して実施することが考えられる。
センターは、地域の実情に応じた様々な事業展開が想定され、各種事業をどのように組み合わせるかは、各市町村において適切に選択いただくことになる。
また、センターの実施に際しては、地域の民間団体等と協力して取り組むことも重要である。

6. 担当職員

(1)必要職員体制

- ① 保健師等を1名以上配置すること。なお、担当職員としてソーシャルワーカー(社会福祉士等)のみを配置する場合には、近隣の市町村保健センター等の保健師、助産師又は看護師との連携体制を確保すること。
- ② 上記に加え、利用者支援専門員を1名以上配置すること。
ただし、地域の実情、センターの規模や職員構成等に鑑み、保健師等が利用者支援専門員が行う業務についても対応できると判断できる場合は、この限りでない。
- ③ 複数の施設・場所で、5(7)①のように、母子保健に関する支援と子育て支援に関する支援を役割分担して実施する場合には、以下(ア)及び(イ)のとおりとすること。
 - (ア) 母子保健に関する支援を実施する施設・場所には、母子保健に関する専門知識を有する保健師等を1名以上配置すること。
なお、担当職員としてソーシャルワーカー(社会福祉士等)のみを配置する場合には、近隣の市町村保健センター等の保健師、助産師又は看護師との連携体制を確保すること。
 - (イ) 子育て支援に関する支援を実施する施設・場所には、利用者支援専門員を1名以上配置すること。
また、母子保健に関する支援を実施するセンターや近隣の市町村保健センター等の保健師、助産師又は看護師との連携体制を確保すること。
- ④ 必要に応じて、業務を補助する者を配置すること。

(2)留意事項

- ① センターの実施に当たり利用者支援事業を活用する場合は、当該事業の要件に従うこと。
- ② 担当職員は専任が望ましく、担当職員を各種研修会、セミナー等に積極的に参加させるなど、担当職員の資質の向上に努めること。

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 子育て世代包括支援センターの業務ガイドライン案作成のための 調査研究

研究調査内容

- 1 切れ目のない支援のあり方ガイドライン(案)の作成
＜主な内容＞
 - (1)妊産婦等の状況の継続的把握
 - (2)妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言
 - (3)保健・医療・福祉・教育の関係機関との連絡調整
 - (4)支援プランの策定
 - (5)(1)～(4)までにに関する参考様式
 - (6)事業評価(PDCAサイクル)の推奨
- 2 研修プログラムの検討に必要な基礎資料の収集
- 3 平成28年度子育て世代包括支援センター事例集(案)の作成
- 4 子育て包括支援センターを実施できていない自治体への調査と分析

研究会 委員 (○は委員長、敬称略、五十音順)

- 大場 エミ 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育推進部長総合母子保健センター研修部長
小暮 知子 東京都江東区城東南部保健相談所 保健指導係長
佐藤 拓代 大阪府立母子保健総合医療センター 母子保健情報センター長
佐藤 晴子 神奈川県横須賀市子ども健康課 すこやか親子係長
○高橋 睦子 吉備国際大学保健医療福祉学部 教授
長坂 千恵子 山梨県甲斐市子育て健康部 健康増進課長
馬場 早苗 滋賀県近江八幡市福祉子ども部健康推進課(市民保健センター)母子保健グループ

研究会 アドバイザー

- | | | | |
|--------|----------------------|--------|--------------------|
| 愛沢 隆一 | 公益社団法人日本社会福祉士会 副会長 | 赤枝 いつみ | 公益社団法人日本栄養士会 常任理事 |
| 伊藤 隆一 | 公益社団法人日本小児科医会 業務執行理事 | 上田 和美 | 公益社団法人日本歯科衛生士会 副会長 |
| 相良 洋子 | 公益社団法人日本産婦人科医会 常務理事 | 島田 真理恵 | 公益社団法人日本助産師会 副会長 |
| 高野 直久 | 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事 | 中板 育美 | 公益社団法人日本看護協会 常任理事 |
| 温泉川 梅代 | 公益社団法人日本医師会 常任理事 | | |

**○市区町村における虐待対応担当窓口及び
要保護児童地域対策協議会について**

市町村における虐待対応担当窓口の設置状況

＜平成27年4月1日時点＞

区 分	指定都市・児童 相談所設置市	市・区（30万 人以上）	市・区（10万 人～30万人未 満）	市・区（10万 人未満）	町	村	合 計
市町村数	22	62	203	526	745	183	1,741
児童福祉主管課	5 22.7%	41 66.1%	151 74.4%	328 62.4%	437 58.7%	73 39.9%	1,035 59.4%
母子保健主管課	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 1.0%	25 3.4%	9 4.9%	39 2.2%
児童福祉・母子保健統合主管課	3 13.6%	4 6.5%	8 3.9%	36 6.8%	180 24.2%	65 35.5%	296 17.0%
福祉事務所（家庭児童相談室）	5 22.7%	14 22.6%	29 14.3%	110 20.9%	4 0.5%	1 0.5%	163 9.4%
保健センター	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	3 0.6%	22 3.0%	6 3.3%	32 1.8%
教育委員会	0 0.0%	1 1.6%	4 2.0%	23 4.4%	37 5.0%	11 6.0%	76 4.4%
保健所	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.1%
児童相談所	3 13.6%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	5 0.3%
障害福祉主管課	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	3 0.6%	16 2.1%	4 2.2%	24 1.4%
その他	6 27.3%	1 1.6%	9 4.4%	18 3.4%	23 3.1%	13 7.1%	70 4.0%

（上段：市町村数、下段：該当区分での割合）

市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況

＜平成27年4月1日時点＞【単位：人】

区 分		指定都市・児童 相談所設置市	市・区(30万 人以上)	市・区(10万 人～30万人未 満)	市・区(10万 人未満)	町	村	合計	
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者	①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	194	185	206	176	94	6	861
			14.8%	22.5%	14.9%	7.9%	4.2%	1.4%	10.2%
		②医師	0	0	1	1	1	2	5
			0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%
		③社会福祉士	101	133	176	138	68	14	630
		7.7%	16.1%	12.7%	6.2%	3.0%	3.3%	7.5%	
	④精神保健福祉士	9	10	28	20	10	2	79	
		0.7%	1.2%	2.0%	0.9%	0.4%	0.5%	0.9%	
	小 計 【児童福祉司と同様の資格を有する者】 (①～④の計)	304	328	411	335	173	24	1,575	
		23.2%	39.8%	29.6%	15.1%	7.7%	5.7%	18.7%	
その他専門資格を有する者	⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く。)	318	93	152	198	503	134	1,398	
		24.3%	11.3%	11.0%	8.9%	22.3%	32.0%	16.6%	
	⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く。)	93	76	178	433	91	14	885	
		7.1%	9.2%	12.8%	19.5%	4.0%	3.3%	10.5%	
	⑦保育士 (①に該当する者を除く。)	146	87	153	256	151	19	812	
	11.2%	10.6%	11.0%	11.6%	6.7%	4.5%	9.7%		
小 計 【その他専門資格を有する者】 (⑤～⑦の計)	557	256	483	887	745	167	3,095		
	42.6%	31.1%	34.8%	40.0%	33.0%	39.9%	36.8%		
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事		188	83	148	175	67	14	675	
	14.4%	10.1%	10.7%	7.9%	3.0%	3.3%	8.0%		
小 計 【一定の専門資格を有する者】 (①～⑧の計)		1,049	667	1,042	1,397	985	205	5,345	
	80.2%	80.9%	75.1%	63.1%	43.6%	48.9%	63.5%		
専門資格を有しない者	⑨①から⑧に該当しない一般事務職	155	77	237	638	1,221	206	2,534	
		11.9%	9.3%	17.1%	28.8%	54.1%	49.2%	30.1%	
⑩その他	104	80	108	180	52	8	532		
	8.0%	9.7%	7.8%	8.1%	2.3%	1.9%	6.3%		
合 計		1,308	824	1,387	2,215	2,258	419	8,411	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
1 市区町村あたりの平均配置人数		59.5人	13.3人	6.8人	4.2人	3.0人	2.3人	4.8人	

市町村における虐待対応担当窓口職員の業務経験年数

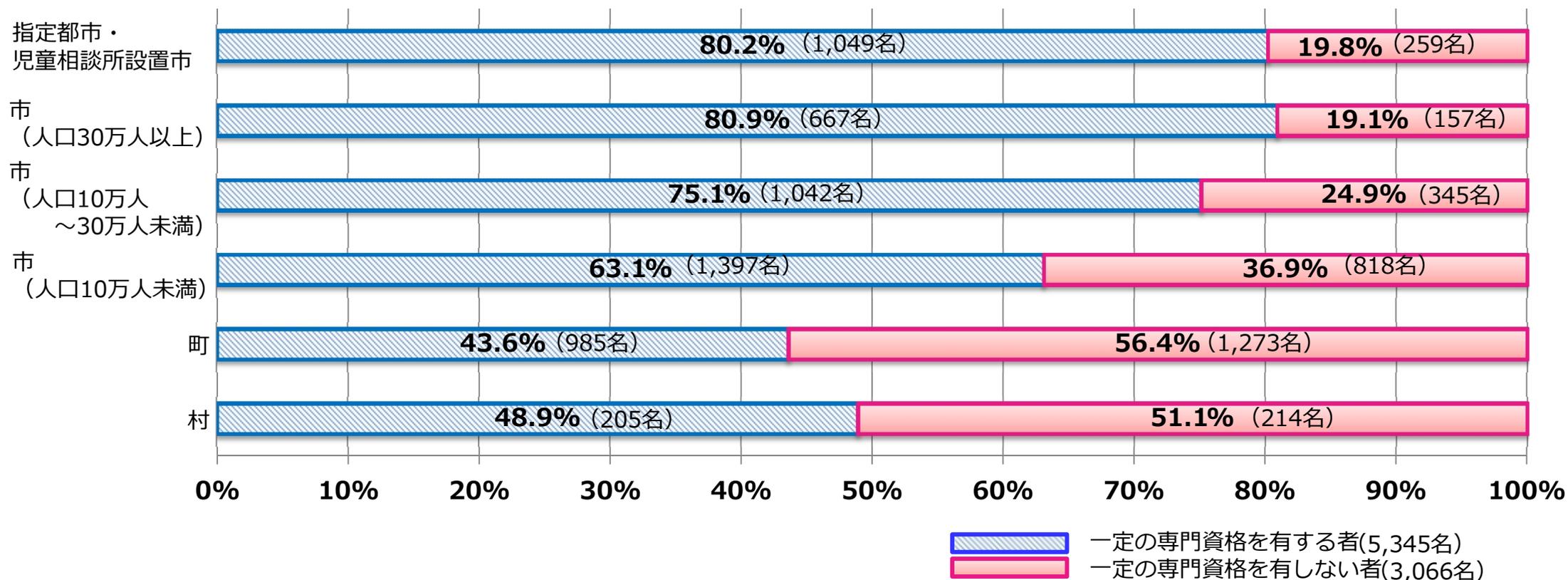
<平成27年4月1日時点>

区 分		6か月未満	6か月～ 1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合 計
正規職員	指定都市・児童 相談所設置市	224 22.3%	19 1.9%	214 21.3%	247 24.6%	179 17.8%	104 10.3%	18 1.8%	1,005 100.0%
	市・区（30万人以上）	136 26.0%	1 0.2%	106 20.3%	90 17.2%	87 16.6%	86 16.4%	17 3.3%	523 100.0%
	市・区 （10万人～30万人未 満）	228 29.4%	20 2.6%	192 24.8%	120 15.5%	128 16.5%	78 10.1%	9 1.2%	775 100.0%
	市・区（10万人未満）	403 32.7%	18 1.5%	276 22.4%	181 14.7%	227 18.4%	117 9.5%	12 1.0%	1,234 100.0%
	町	564 27.4%	27 1.3%	443 21.5%	273 13.2%	316 15.3%	266 12.9%	172 8.3%	2,061 100.0%
	村	81 21.4%	3 0.8%	70 18.5%	57 15.1%	67 17.7%	55 14.6%	45 11.9%	378 100.0%
	小 計	1,636 27.4%	88 1.5%	1,301 21.8%	968 16.2%	1,004 16.8%	706 11.8%	273 4.6%	5,976 100.0%
正規職員以外	指定都市・児童 相談所設置市	67 22.1%	8 2.6%	48 15.8%	51 16.8%	62 20.5%	42 13.9%	25 8.3%	303 100.0%
	市・区（30万人 以上）	68 22.6%	7 2.3%	48 15.9%	41 13.6%	59 19.6%	49 16.3%	29 9.6%	301 100.0%
	市・区（10万人～ 30万人未満）	125 20.4%	20 3.3%	105 17.2%	78 12.7%	121 19.8%	111 18.1%	52 8.5%	612 100.0%
	市・区（10万人 未満）	202 20.6%	30 3.1%	170 17.3%	114 11.6%	192 19.6%	187 19.1%	86 8.8%	981 100.0%
	町	54 27.4%	9 4.6%	37 18.8%	20 10.2%	29 14.7%	42 21.3%	6 3.0%	197 100.0%
	村	13 31.7%	1 2.4%	7 17.1%	4 9.8%	7 17.1%	8 19.5%	1 2.4%	41 100.0%
小 計	529 21.7%	75 3.1%	415 17.0%	308 12.6%	470 19.3%	439 18.0%	199 8.2%	2,435 100.0%	
合 計	2,165 25.7%	163 1.9%	1,716 20.4%	1,276 15.2%	1,474 17.5%	1,145 13.6%	472 5.6%	8,411 100.0%	

市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況

1. 一定の専門資格を有する者の割合（平成27年4月1日現在）

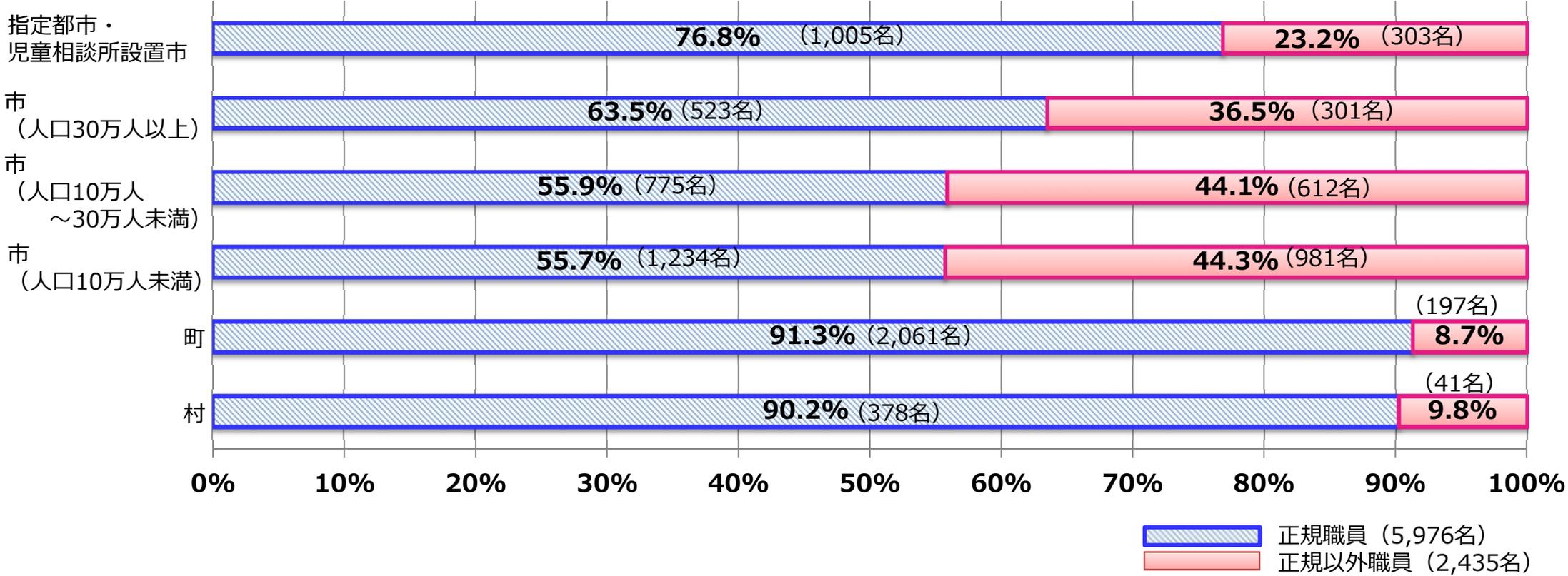
虐待対応担当窓口職員は、全国で8,411名の配置されており、そのうち、専門資格を有する者5,345名であった。指定都市・児童相談所設置市及び人口30万人以上の市においては、全体の8割は専門資格を有する者であることに対し、町及び村については、半数以上が資格を有しない者であった。



※出典：厚生労働省 雇用均等児童家庭局 総務課調べ

2. 正規職員・正規以外の職員割合（平成27年4月1日現在）

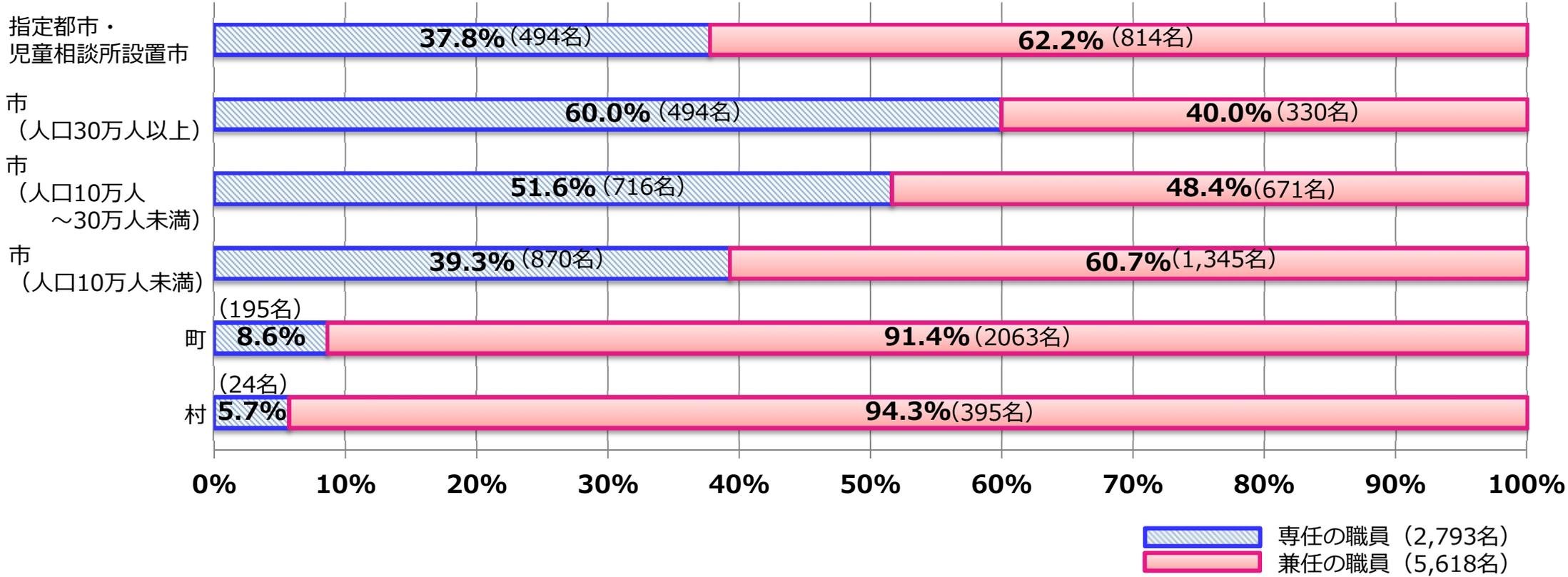
虐待対応担当窓口職員は、全国で8,411名の配置されており、そのうち、正規職員は5,976名であった。町及び村においては、全体の9割が正規職員であることに對し、人口30万人未満の市における正規職員については5割であった。



※出典：厚生労働省 雇用均等児童家庭局 総務課調べ

3. 専任の職員・兼任の職員の割合（平成27年4月1日現在）

虐待対応担当窓口職員は、全国で8,411名の配置されており、そのうち、児童虐待対応を専任で行っている職員は2,793名であった。人口10万人以上市においては、全体の半数以上が専任であることに対し、町及び村においては1割未満であった。



※出典：厚生労働省 雇用均等児童家庭局 総務課調べ

要保護児童対策地域協議会の概要

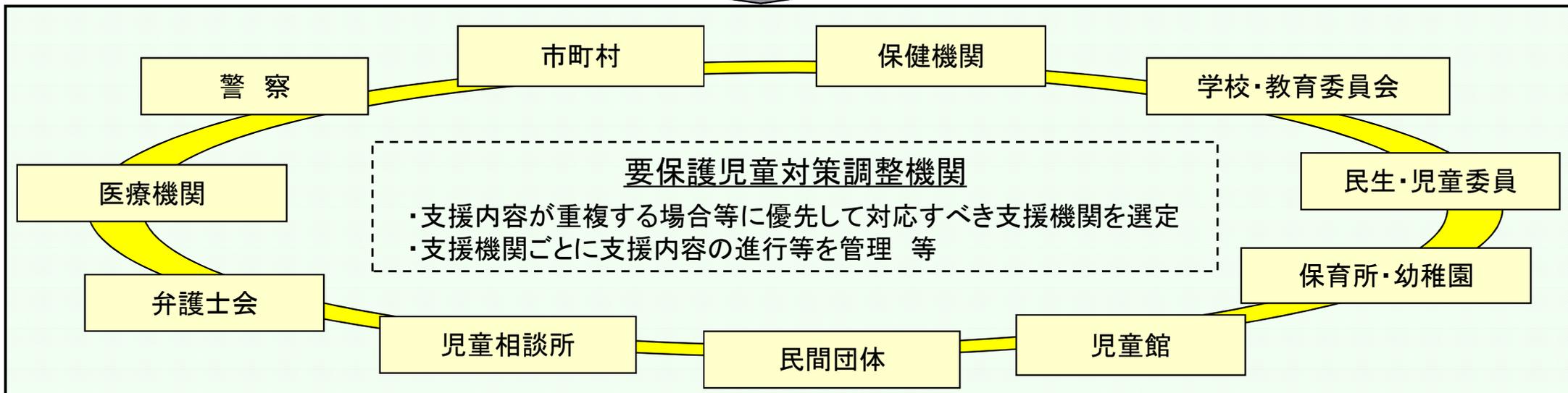
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報 の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成24年度	平成25年度	平成27年度
設置している市町村数(※)		1,714(98.4%)	1,722(98.9%)	1,730(99.4%)
登録ケース数(うち児童虐待)		141,058(74,657)	178,610(84,917)	191,806(92,140)
職員数 調整機関	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,156	1,586	2,415
	② その他専門資格を有する職員	2,304	3,091	3,258
	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,617	3,556	3,647
	④ 合計	6,077	8,233	9,320

※平成24、25年度:4月1日時点、27年度:平成28年2月1日時点

【出典】平成24,27年度:厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成25年度:子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)

要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 定期的に(例えば3か月に1度)、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
- ③ 要保護児童等対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
- ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

要保護児童対策地域協議会の設置状況の推移

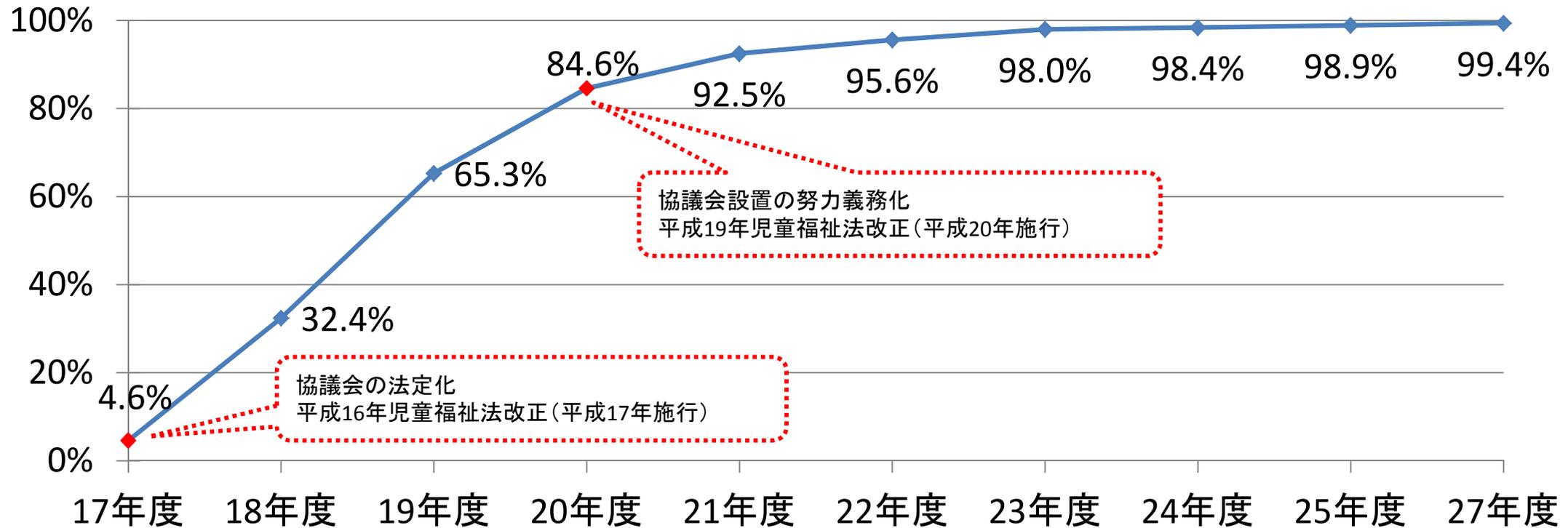
1. 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(単位：市町村)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,730
割 合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.9%	99.4%

※各年度4月1日時点（27年度は28年2月1日時点）。23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 要保護児童対策地域協議会の設置率の推移



要保護児童対策地域協議会の構成機関

(平成27年4月1日現在)

区分		市区	町	村	合計	比率	
地域協議会設置数		812	734	180	1,704	100.0%	
行政機関	児童福祉主管課	737	465	71	1,257	73.8%	
	母子保健主管課	680	415	67	1,150	67.5%	
	児童福祉・母子保健統合主管課	136	347	137	611	35.9%	
	福祉事務所(家庭児童相談室)	579	198	47	809	47.5%	
	保健センター	445	315	51	797	46.8%	
	教育委員会	803	712	174	1,668	97.9%	
	保健所	706	514	112	1,319	77.4%	
	児童相談所	812	728	173	1,691	99.2%	
	障害福祉主管課	560	464	103	1,116	65.5%	
	警察署	805	709	164	1,656	97.2%	
	法務局	508	218	32	738	43.3%	
	家庭裁判所	57	15	2	63	3.7%	
	その他	406	213	47	648	38.0%	
	関係機関	病院・診療所	406	356	115	862	50.6%
診療科(内数)		小児科	312	197	36	531	31.2%
		産科・産婦人科	168	53	2	215	12.6%
		精神科	155	44	6	200	11.7%
		歯科	159	89	22	262	15.4%
その他診療科	127	222	90	437	25.6%		
関係機関	保育所	720	646	159	1,506	88.4%	
	幼稚園	680	438	51	1,150	67.5%	
	小学校	686	665	168	1,501	88.1%	
	中学校	667	657	165	1,471	86.3%	
	特別支援学校	238	92	10	333	19.5%	
関係機関	児童館	197	112	22	323	19.0%	
	乳児院	89	10	2	87	5.1%	
	児童養護施設	273	69	3	326	19.1%	
	情緒障害児短期治療施設	26	6	1	29	1.7%	
	児童自立支援施設	24	7	2	26	1.5%	
	児童家庭支援センター	149	70	16	225	13.2%	
	障害児施設	108	40	3	143	8.4%	
	配偶者暴力相談支援センター	131	28	5	156	9.2%	
	その他	218	157	21	387	22.7%	
	関係団体	医師会(産科医会・小児科医会以外)	718	291	24	1,014	59.5%
産科医会		54	17	2	66	3.9%	
小児科医会		54	16	1	64	3.8%	
歯科医師会		357	68	3	409	24.0%	
看護協会		17	3	0	18	1.1%	
関係団体	弁護士会	137	9	5	132	7.7%	
	社会福祉協議会	468	419	96	971	57.0%	
	民生児童委員協議会	779	685	149	1,591	93.4%	
	NPO法人	158	55	12	209	12.3%	
	里親会	57	10	1	56	3.3%	
その他	482	273	44	781	45.8%		

参考(平成25年4月1日)

市町村数	比率
1,722	100.0%
1,221	70.9%
1,098	63.8%
634	36.8%
822	47.7%
791	45.9%
1,675	97.3%
1,311	76.1%
1,650	95.8%
1,090	63.3%
1,654	96.1%
755	43.8%
58	3.4%
590	34.3%
846	49.1%
509	29.6%
172	10.0%
166	9.6%
270	15.7%
467	27.1%
1,533	89.0%
1,192	69.2%
1,546	89.8%
1,507	87.5%
329	19.1%
345	20.0%
89	5.2%
321	18.6%
24	1.4%
37	2.1%
218	12.7%
142	8.2%
128	7.4%
264	15.3%
1,041	60.5%
46	2.7%
58	3.4%
405	23.5%
20	1.2%
133	7.7%
965	56.0%
1,600	92.9%
205	11.9%
54	3.1%
643	37.3%

要保護児童対策地域協議会への参加割合が高い機関は、

- 行政機関では、児童相談所、教育委員会、警察署
- 関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校
- 関係団体では、民生児童委員協議会、医師会

といった結果となっている。

※平成27年4月1日現在
(雇用均等・児童家庭局
総務課調べ)

要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成27年4月1日時点>

〔上段：配置市区町村数
下段：配置率〕

区分	市区					町	村	合計
	市区	指定都市・児童相談所設置市	市・区 (30万人以上)	市・区 (10万人～30万人未満)	市・区 (10万人未満)			
地域協議会設置数	(812)	(22)	(62)	(204)	(524)	(734)	(180)	(1,726)
児童福祉司たる資格を有する者	454	19	53	145	237	182	34	670
	55.9%	86.4%	85.5%	71.1%	45.2%	24.8%	18.9%	38.8%
これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、 保育士、教員、児童指導員	287	3	8	53	223	306	97	690
	35.3%	13.6%	12.9%	26.0%	42.6%	41.7%	53.9%	40.0%
社会福祉主事	19	0	0	2	17	7	1	27
	2.3%	0.0%	0.0%	1.0%	3.2%	1.0%	0.6%	1.6%
合計	760	22	61	200	477	495	132	1,387
	93.6%	100.0%	98.4%	98.0%	91.0%	67.4%	73.3%	80.4%

※厚生労働省調査（平成27年度調査）

(参考) 平成25年4月1日時点の合計	739	22	61	200	456	428	109	1,276
	91.1%	100.0%	100.0%	96.6%	87.5%	58.5%	60.9%	74.1%

※厚生労働省統計調査（子どもを守る地域ネットワーク等調査（平成25年度調査））

(参考) 要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

＜平成27年4月1日時点＞
単位：市町村

区 分		指定都市・児童 相談所設置市	市・区（30万人 以上）	市・区（10万人 ～30万人未満）	市・区（10万人 未満）	町	村	合 計	比 率	
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者	①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	17	46	99	148	96	11	417	24.2%
		②医師	0	1	0	3	16	9	29	1.7%
		③社会福祉士	2	6	44	82	66	12	212	12.3%
		④精神保健福祉士	0	0	2	4	4	2	12	0.7%
		小 計 【児童福祉司と同様の資格を有する者】 (①～④の計)	19	53	145	237	182	34	670	38.8%
	その他専門資格を有する者	⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く。)	3	3	29	73	236	85	429	24.9%
		⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く。)	0	2	19	118	34	6	179	10.4%
		⑦保育士 (①に該当する者を除く。)	0	3	5	32	36	6	82	4.8%
		小 計 【その他専門資格を有する者】 (⑤～⑦の計)	3	8	53	223	306	97	690	40.0%
	⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事		0	0	2	17	7	1	27	1.6%
小計 【一定の専門資格を有する者】 (①～⑧の計)		22	61	200	477	495	132	1,387	80.4%	
専門資格を有しない者	⑨①から⑧に該当しない一般事務職	0	1	4	44	236	47	332	19.2%	
	⑩その他	0	0	0	3	3	1	7	0.4%	
合 計		22	62	204	524	734	180	1,726	100.0%	

要保護児童対策地域協議会調整機関への配置されている職員

＜平成27年4月1日時点＞【単位：人】

区 分		指定都市・児童相談所設置市	市・区（30万人以上）	市・区（10万人～30万人未満）	市・区（10万人未満）	町	村	合 計
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者 ①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	167	172	238	237	155	13	982
		14.7%	23.1%	16.4%	9.6%	5.3%	2.1%	10.5%
		1	1	3	14	28	11	58
		0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	1.0%	1.8%	0.6%
		88	119	172	148	94	20	641
	7.8%	16.0%	11.9%	6.0%	3.2%	3.2%	6.9%	
	24	13	33	26	21	2	119	
	2.1%	1.7%	2.3%	1.1%	0.7%	0.3%	1.3%	
	小 計 【児童福祉司と同様の資格を有する者】 (①～④の計)	280	305	446	425	298	46	1,800
	24.7%	40.9%	30.8%	17.3%	10.2%	7.4%	19.3%	
その他の専門資格を有する者	⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く。)	140	78	133	231	560	164	1,306
	12.4%	10.5%	9.2%	9.4%	19.2%	26.2%	14.0%	
	⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く。)	94	81	168	412	231	51	1,037
	8.3%	10.9%	11.6%	16.8%	7.9%	8.1%	11.1%	
	⑦保育士 (①に該当する者を除く。)	118	72	156	256	257	55	914
10.4%	9.7%	10.8%	10.4%	8.8%	8.8%	9.8%		
小 計 【その他専門資格を有する者】 (⑤～⑦の計)	352	231	457	899	1,048	270	3,257	
31.1%	31.1%	31.6%	36.6%	35.9%	43.1%	34.9%		
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	162	59	142	171	73	9	616	
14.3%	7.9%	9.8%	7.0%	2.5%	1.4%	6.6%		
小 計 【一定の専門資格を有する者】 (①～⑧の計)	794	595	1,045	1,495	1,419	325	5,673	
70.1%	79.9%	72.2%	60.9%	48.6%	51.9%	60.8%		
専門資格を有しない者	⑨①から⑧に該当しない一般事務職	183	90	267	720	1,318	261	2,839
		16.2%	12.1%	18.5%	29.3%	45.2%	41.7%	30.5%
	⑩その他	156	58	135	243	176	40	808
13.8%	7.8%	9.3%	9.9%	6.0%	6.4%	8.7%		
合 計	1,133	743	1,447	2,458	2,913	626	9,320	
100.1%	99.8%	100.0%	100.1%	99.8%	100.0%	100.0%		
1 市区町村あたりの平均配置人数	51.5人	12.0人	7.1人	4.7人	3.9人	3.4人	5.4人	

※合計の割合は、端数処理の関係から100%にならない場合がある。

※雇用均等・児童家庭局総務課調べ（平成27年度調査） 31

調整機関職員の配置状況の推移について

自治体における一定の専門資格を有する者の配置状況（H27.4.1時点）

	地域協議 会設置数	一定の専門資格		児童福祉司と 同様の資格		これに準ずる者（※）		社会福祉主事	
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
北海道	179	121	67.6%	53	29.6%	67	37.4%	1	0.6%
青森県	40	25	62.5%	5	12.5%	17	42.5%	3	7.5%
岩手県	33	19	57.6%	7	21.2%	11	33.3%	1	3.0%
宮城県	35	28	80.0%	6	17.1%	22	62.9%	0	0.0%
秋田県	25	21	84.0%	7	28.0%	13	52.0%	1	4.0%
山形県	35	26	74.3%	2	5.7%	23	65.7%	1	2.9%
福島県	48	38	79.2%	8	16.7%	30	62.5%	0	0.0%
茨城県	44	36	81.8%	17	38.6%	19	43.2%	0	0.0%
栃木県	25	20	80.0%	7	28.0%	13	52.0%	0	0.0%
群馬県	35	27	77.1%	8	22.9%	17	48.6%	2	5.7%
埼玉県	63	53	84.1%	32	50.8%	16	25.4%	5	7.9%
千葉県	53	45	84.9%	23	43.4%	21	39.6%	1	1.9%
東京都	61	61	100.0%	58	95.1%	3	4.9%	0	0.0%
神奈川県	33	28	84.8%	16	48.5%	12	36.4%	0	0.0%
新潟県	30	30	100.0%	18	60.0%	12	40.0%	0	0.0%
富山県	14	12	85.7%	9	64.3%	3	21.4%	0	0.0%
石川県	19	19	100.0%	10	52.6%	9	47.4%	0	0.0%
福井県	17	15	88.2%	8	47.1%	7	41.2%	0	0.0%
山梨県	27	22	81.5%	5	18.5%	17	63.0%	0	0.0%
長野県	77	67	87.0%	22	28.6%	44	57.1%	1	1.3%
岐阜県	42	31	73.8%	13	31.0%	17	40.5%	1	2.4%
静岡県	35	30	85.7%	17	48.6%	12	34.3%	1	2.9%
愛知県	54	48	88.9%	20	37.0%	27	50.0%	1	1.9%
三重県	29	29	100.0%	23	79.3%	6	20.7%	0	0.0%
滋賀県	19	19	100.0%	18	94.7%	1	5.3%	0	0.0%
京都府	26	23	88.5%	15	57.7%	8	30.8%	0	0.0%
大阪府	43	42	97.7%	39	90.7%	3	7.0%	0	0.0%
兵庫県	41	38	92.7%	30	73.2%	8	19.5%	0	0.0%
奈良県	39	32	82.1%	7	17.9%	25	64.1%	0	0.0%
和歌山県	30	23	76.7%	7	23.3%	15	50.0%	1	3.3%

	地域協議 会設置数	一定の専門資格		児童福祉司と 同様の資格		これに準ずる者 （※）		社会福祉主事	
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
鳥取県	19	16	84.2%	10	52.6%	5	26.3%	1	5.3%
島根県	19	18	94.7%	8	42.1%	10	52.6%	0	0.0%
岡山県	27	25	92.6%	15	55.6%	10	37.0%	0	0.0%
広島県	23	22	95.7%	13	56.5%	8	34.8%	1	4.3%
山口県	19	18	94.7%	11	57.9%	7	36.8%	0	0.0%
徳島県	24	15	62.5%	2	8.3%	13	54.2%	0	0.0%
香川県	16	14	87.5%	7	43.8%	7	43.8%	0	0.0%
愛媛県	20	13	65.0%	3	15.0%	10	50.0%	0	0.0%
高知県	34	28	82.4%	8	23.5%	20	58.8%	0	0.0%
福岡県	60	46	76.7%	24	40.0%	21	35.0%	1	1.7%
佐賀県	20	12	60.0%	3	15.0%	9	45.0%	0	0.0%
長崎県	21	16	76.2%	11	52.4%	4	19.0%	1	4.8%
熊本県	45	25	55.6%	9	20.0%	16	35.6%	0	0.0%
大分県	18	15	83.3%	5	27.8%	10	55.6%	0	0.0%
宮崎県	26	12	46.2%	4	15.4%	7	26.9%	1	3.8%
鹿児島県	43	32	74.4%	9	20.9%	22	51.2%	1	2.3%
沖縄県	41	32	78.0%	18	43.9%	13	31.7%	1	2.4%
全国計	1,726	1,387	80.4%	670	38.8%	690	40.0%	27	1.6%

（※）保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員

